

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）（Ⅲ）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 小坂外務大臣, 西銘沖縄自民党総裁, 安井議員, 国会参加 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43469

国会答弁資料

(37/2/20)

国会答弁資料

「沖縄文教委員を参考人として選定すること」
0527」

原 三 十 二 二 〇

「沖縄では日本の法律適用が施行されたSOP」

①沖縄では、参事として参考人として出頭することを含めても、
法律上の適用として出頭をしないことは出来ません。

②沖縄では、参事に対する出頭要求の通知は、参事によって行な
うことも出来ません、その通知は法律適用によるものとして、
結果を決定することは出来ません。

③沖縄文教委員は、米軍が平和条約第三条によって沖縄に与け
る立憲上の権力の下に立憲権に参加するものであり、従ってこ
の委員を日本国会に参考人として召致して米国の沖縄統治につ

て了解を促すことは、米参事層上道義を欠く面がある。

沖繩立法院議員を参考人として
召致することについて

三七・二・二〇

一 沖繩には日本の法律規則が施行されないので
の沖繩に在る者に対して参考人として出頭すること
を求めても法律上の義務として出頭せしめることは
出来ない。

(ii) 沖繩に在る者に対する出頭要求の通達は郵便によ
つて行うことも出来るが、その通達は法律規則によ
るものとしての効果をもたせることは出来ない。

二 沖繩立法院議員は、米國が平和条約第三條に

よつて有する沖繩における立法上の権力の下に立法
権に参加するものであり、従つてこの議員を日本国会に参
考人として召致して米國の沖繩統治について陳述を求め
ることは、對米考慮上適當と欠く面がある。

問十一

沖縄代表の日本国会参加決議についてはどうお考えか。
御所見を承りたい。

答

政府は今回の決議についてはその正文を受取っていないが、沖縄では予てより沖縄の代表を何んらかの形で日本国会に参加させ住民の意向を表明せしめたいとの要望があることは承知しており、いろいろの角度からこの問題を検討している。しかし未だ結論を得ていない。

〔参考〕

一般問題としては、沖縄住民が国会の本会議並びに特定の委員会に証人又は参考人として求めに応じて出席し、意見を述べること

(衆長谷川十三)

とは国内法の範囲内において可能と考えられる。しかしながら、沖縄住民代表が特定の法的資格を認められて日本国会において正規の議員とひとしく審議に加わるといふ国政参与の問題については、現在沖縄には日本の法律が施行されていないので、種々困難な問題(選出方法、表決権や質疑権を認めるか否か、その処遇など)についてがある。

また、日本国会で沖縄住民代表としての議員が沖縄における治政について審議に参加するということは、米国の施政権と抵触するという外交上の問題がある。

(衆長谷川十三)

資料一

「沖縄代表の国会参加」に関する田畑委員の質問に対する小坂大臣の答弁抜萃

(第四十 昭三七三二八)
国会 参・予・第二)

(田畑委員) — 略 —

私達もいろいろ研究してみますと、憲法上は、国会法の改正を通じて、オブザーバーとして沖縄の代表を参加させることは一向差しつかえない、どう私達も解釈しておりますが、……政府の見解(も同様と)承知してよろしいか。

(小坂大臣) — 略 —

(政府としても憲法解釈としてさように考えているわけですが、ただ技術的にオブザーバーというものを国会に出席を求めるといふ場合に、いろいろな手続的な問題がそこにあるわけでございますし、もう一つは、沖縄の立法院議員は、アメリカが平和条約第三条によつて有する沖縄における立法上の

権力のもとに立法権に参加するものでございまして、したがつて、この議員を日本の国会に参考人として呼んで、米国の沖縄統治について陳述を求めるといふことは、対米考慮上適当を欠く面もある、こういうこともあるわけでございます。さような実際問題としてこれを行ないまする場合に、技術的なそういう問題があるといふことを頭に入れて、国会において御決定をいただくということがよろしいのじやないかと思ひます。

沖縄住民代表の国会参加に関する要請決議

一九六一年四月琉球政府立法院は、沖縄住民代表の国会参加に関する要請決議を行ない、これを日本政府及び国会に要請したが今日までその実現をみていない。

われわれ沖縄住民は、明らかに日本国民であり当然日本の国政に参加する権利を付与されるべきものである。

然るに現在その権利が認められていないことは誠に遺憾である。よつて日本政府及び国会は沖縄住民が日本国民として保有すべき国政参加の権利を認め、住民の意思を直接国政に反映せしめるため、公職選挙法その他関係諸法規を整備し、すみやかに沖縄住民代表を日本国会に参加させる措置を講じられるよう再度強く要

請する。

右決議する。

一九六二年二月十三日

琉球政府立法院

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
あて

沖繩住民代表の国会参加に関する要請決議

一九六一年四月琉球政府立法院は、沖繩住民代表の国会参加に関する要請決議を行い、これをアメリカ合衆国政府及び国会に要請したが今日までその実現をみていない。

われわれ沖繩住民は、明らかに日本国民であり当然日本の国政に参加する権利を付与さるべきものである。

然るに現在その権利が認められていないことは誠に遺憾である。よつてアメリカ合衆国政府及び国会は沖繩住民が日本国民として保有すべき国政参加の権利を認め、すみやかに沖繩住民代表を日本国会に参加させる措置を講じられるよう再度強く要請する。
右決議する。

一九六二年二月十三日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領

アメリカ合衆国上院議長

アメリカ合衆国下院議長

あて

資料3. 参考人及び証人関係法律の關係規定

(1) 証人関係法令

「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」(昭和22/223、法律第225号)

第1条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭又は書類の提出を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

「衆議院規則」(昭和226.28、衆議院議定)

第53条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、証人の出頭を求めることができる。

第54条 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。

(2) 証人の発言が前項の範囲を超え、又は証人に不穩当な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

「参議院規則」(昭和226.28、参議院議定)

第182条 審査又は調査のため、会議に証人の出頭を求める動議があるときは、議長は、議院に諮りこれを決し、議長がその出頭を求める。
(2) 委員会において証人の出頭を求め
めることを議決したときは、議長を経てその出頭を求めなければならない。

第183条 議長又は委員長は、証人に、予めその証言の要旨を提出することを求めることができる。

第184条 証人は、議院に出頭して証言しな

なければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、証言に代えて書面を提出することができる。

第185条 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。

(四) 参考人関係法令

「国会法」(昭22.4.30法律第79号)

第106条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

「衆議院規則」(昭22.6.28衆議院議定)

第85条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(2) 参考人の出頭を求める場合には、委員長は、本人にその旨を通知する。

(3) 参考人については、第82条ないし第84条の規定を準用する。

「参議院規則」(昭22.6.28参議院議定)

第186条 委員会は、審査又は調査のため、

参考人の意見を聴くことができる。

(2) 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。